

自動車認証審査部における審査概要

自動車認証審査部 杉崎 友信

発表内容

1. 自動車認証審査部の役割
2. 自動車認証審査部の業務実績
3. これまでの取組
4. 今後の取組

1.1. 自動車型式指定制度

自動車型式指定制度

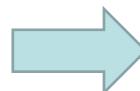
- ✓ メーカー等からの申請に基づき、自動車の販売前に、国土交通大臣が、基準適合性及び均一性を確認の上、型式を指定。
- ✓ 自動車認証審査部は、サンプル車による基準適合性の審査を担当。
- ✓ 新規検査時のユーザーの現車提示を省略。



1.2. 自動車認証審査部の役割

- 自動車型式指定制度に基づき、販売前のサンプル車について、基準適合性の確認を公正な立場で行う試験機関
- 自動車産業のグローバル化に伴い、1958年協定に基づく認証の相互承認も実施

✓ 実車試験により、基準不適合となる自動車が市場に出回ることを未然に防止



厳正な審査の実施

✓ 複雑で高度な新技術の導入



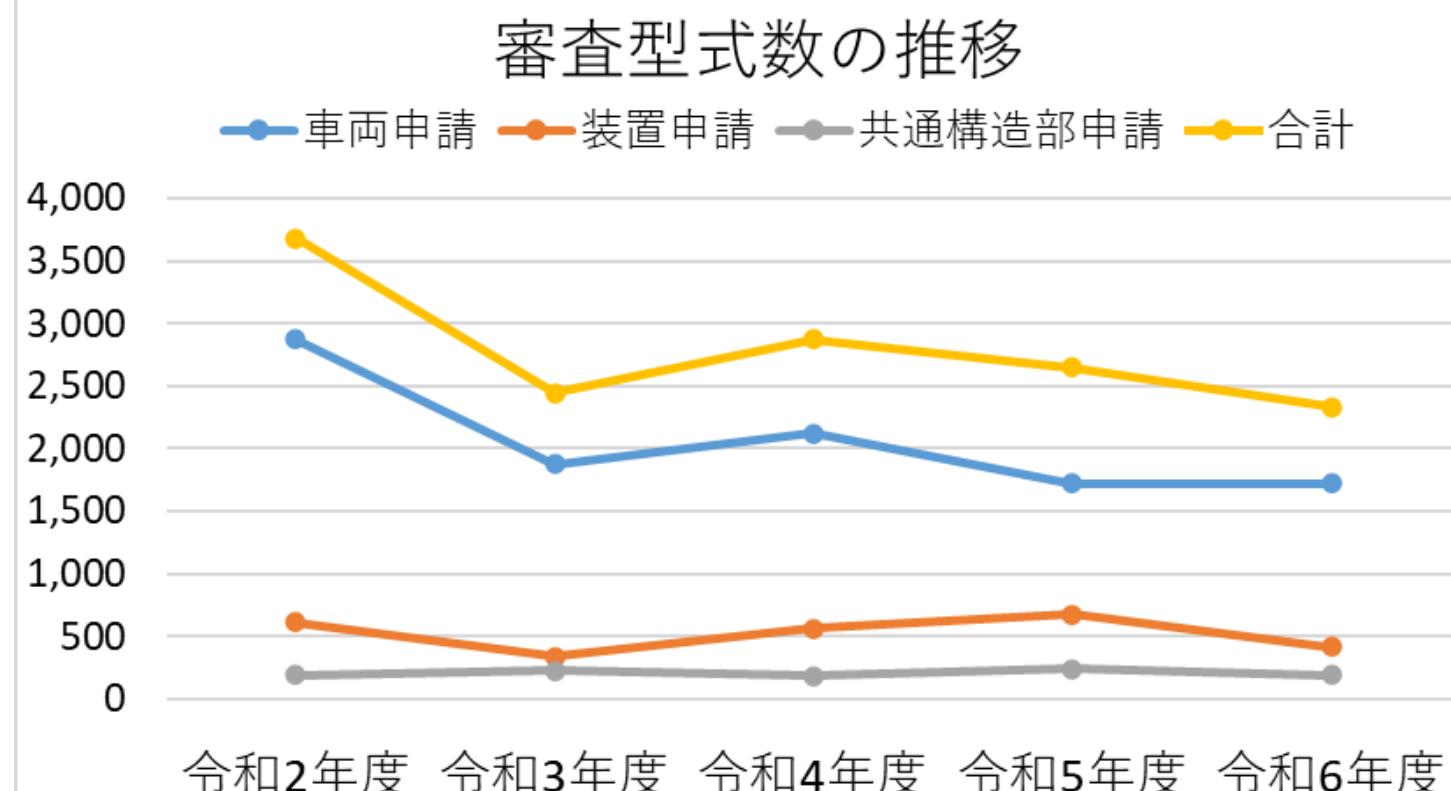
合理的な審査の実施

発表内容

1. 自動車認証審査部の役割
2. 自動車認証審査部の業務実績
3. これまでの取組
4. 今後の取組

2.1. 自動車認証審査業務の実績

(型式数)



＜令和6年度実績＞

◆ 車両審査数

1724型式

(対前年度同数)

◆ 装置型式指定

416型式 (E43 304型式)

(対前年度比262型式減)

◆ 共通構造部型式指定

194型式 (対前年度比49型式減)

2.2. 令和6年度における審査の特徴

○基準改正への対応

(安全関係)

歩行者頭部保護試験(試験エリアに前面ガラスを追加)、座席(ヘッドレスト要件追加) 等

(環境関係)

粒子数(PN)規制(直噴ガソリン車)、車載式燃料・電力消費等測定装置(OBFCM)、
二輪車OBD II(触媒モニター要件追加) 等

○その他

・電気自動車の増加、サプライヤの変更・追加、仕様の共通化 等

2.3. 特定改造等許可の審査状況

特定改造等許可制度

○道路運送車両法の一部を改正する法律(令和元年法律第14号)に基づき、自動車の装置に組み込まれたプログラムの改変による改造であって、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを電気通信回線の使用等によりする行為をしようとする者は、あらかじめ国土交通大臣の許可を受けなければならない。

＜令和6年度実績＞

- ◆ 通信によるソフトウェアアップデート 10件
 - ◆ アップデートのためのソフトウェアの提供 9件
- 全11件(重複8件)

＜申請内容＞

- ・ 運転支援機能 : 55%
- ・ セキュリティ向上 : 18%
- ・ 原動機(制御) : 9%
- ・ その他 : 18%

発表内容

1. 自動車認証審査部の役割
2. 自動車認証審査部の業務実績
3. これまでの取組
4. 今後の取組

3.1. 審査体制の整備

人材の確保・育成

様々な新技術へ対応しつつ、厳正かつ質の高い審査を行うため、

- 審査職員の技能向上に向けた様々な研修を実施
 - ・ 令和6年度は、外部専門家による研修(4回)を含む全47回の研修を実施
- 関連する分野での知識・経験を有する職員の採用
- 専門性とマルチスキル化のバランスを意識した人材配置・育成

審査職員研修の例

排出ガス・燃費試験
機器の原理及び内部
構造に係る研修



その他、

- ・衝突試験に使用するダミーの各センター等の検定に係る研修
- ・産業制御系施設へのサイバーセキュリティ対策に係る研修

3.2. 試験施設の整備

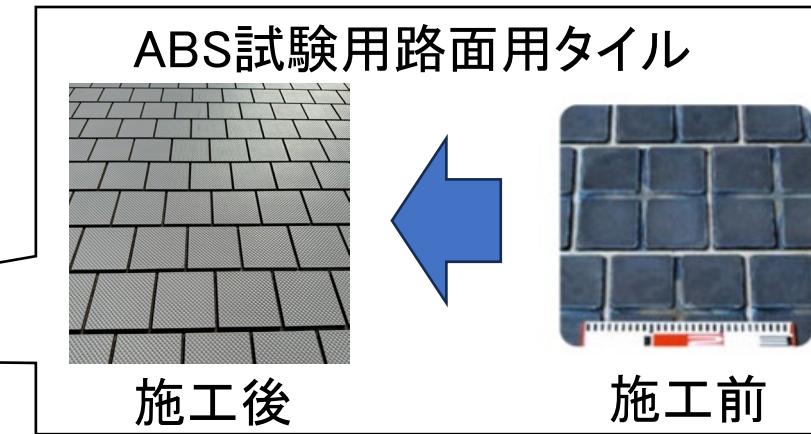
主な設備概要

ABS試験路面拡張

- トラック・バスの車両安定性制御装置(EVSC)試験に対応するため幅員8mを12m程度に拡幅、路面の張り直しによる耐荷重の強化
- 二輪車のABS試験に対応可能な中 μ 路面の設置



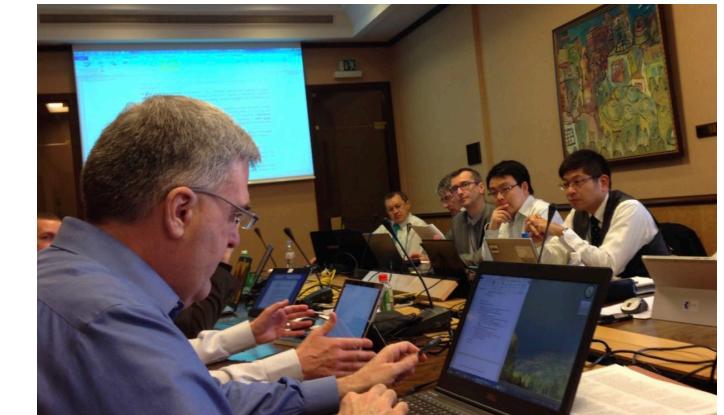
路面拡張箇所



3.3. 審査業務の国際化への対応

国際基準認証調和活動

- 認証審査業務から得られた知見を活用し、技術的な助言を行うことなどにより、我が国の国際基準認証活動を支援
- 令和6年度は、関連する**国際会議へ133回参加**
- このうち、灯火器に関する専門家会議の傘下の分科会へも共同議長として参加



国際基準認証調和活動会議

アジア諸国への支援

- アジア専門家会議において、審査方法の講義等を行い、アジア諸国において、国際的に調和のとれた基準認証制度が導入されるよう支援(アジアでは現在、7カ国が1958年協定加盟)



アジア専門家会議

発表内容

1. 自動車認証審査部の役割
2. 自動車認証審査部の業務実績
3. これまでの取組
4. 今後の取組

4.1. 今後適用される基準への対応

- ・ 大型車の直接視界 (UNR167:R8.1～)
- ・ 乗用車等の衝突被害軽減制動制御装置(対自転車追加)(UNR152:R8.9～)
- ・ 直前直左右確認装置(衝撃要件追加) (UNR166:R8.9～)
- ・ 車両接近通報装置(後退停止時の発音要件の追加) (UNR138:R8.9～)
- ・ 大型車の事故情報計測・記録装置試験 (UNR169:R8.12～)
- ・ 高電圧からの乗員保護試験(熱連鎖要件の追加) (UNR100:R9. 9～)
- ・ 路上走行時のディーゼル軽・中量車排出ガス試験 (UNR168:R10.9～)
- ・ ペダル踏み間違い時加速抑制装置 (UNR175:R10.9～)

4.2.認証不正への対応

- ▶ 自動車メーカー等による型式指定に係る不正行為が相次いで発生したことを受け、国土交通省が設置した「自動車の型式指定に係る不正行為の防止に向けた検討会」でのとりまとめ結果を踏まえ、以下の取り組みを実施。

国による監視の強化への対応

- 型式指定取得済の量産車を抜き取り、実車にて保安基準適合性等を確認

規制の実効性向上への対応

- 型式指定申請者による保安基準適合性に関する相談窓口の設置
- 認証に係る手続きの簡素化及び合理化

4.3. その他の取組

検査対象外軽自動車等の装置認定

- 検査対象外軽自動車等の装置型式認定制度の制定に向けた審査体制整備

申請者の利便性向上

- 先行受託試験の活用やUN認可証(E43)の取得促進
- 認証審査職員のマルチタスク化

おわりに

- 公正中立な立場で確實に審査業務を行うことにより、安全・安心の確保と環境保全に貢献
- 進展する自動車技術や国際相互承認制度・基準調和に的確に対応
- 合理的・効率的な業務の実施、申請者の利便性の向上
- 国の行政施策の支援、自動車メーカーの国際展開の支援

ご清聴ありがとうございました。